

第 6 回総務産業常任委員会 概要報告

年 月 日	令和 8 年 1 0 月 9 日	会場	第 1 委員会室	案件	付託議案審査
出席委員	東川孝義、山崎真由美、遠藤隆男、川村幸栄、清水一夫、水間健詞、中畠孝幸				
委員外議員	なし				
欠席委員	なし				

審査及び報告事項

○ 副市長より名寄市立大学家村学長の辞任（令和 9 年 3 月 31 日）について報告を受けた。

【1】令和 8 年第 3 回定例会議案第 9 号「公立大学法人名寄市立大学定款の制定について」委員会付託議案を審議

総合政策部大学法人化準備室より次のとおり説明を受けた。

- 1、法人の設立時 令和 9 年 4 月 1 日
- 2、法人の名称 「公立大学法人名寄市立大学」
- 3、法人の役員等
 - 1) 理事長・学長について 経営と教学の責任を明確にするため、理事長と副理事長（学長）の別置型とする。
 - 2) 役員 理事長及び理事等は 6 名以内とし、理事等の半数は学外者とする。監事 2 名を置く。
 - 3) 理事会の設置について 法人の運営に関する重要事項を審議するため設置
理事長・副理事長・理事で構成
- 4、学長選考機関 「学長選考会議」を置く。
選考会議委員は 6 名とする。（半数は学外者）
- 5、審議機関
 - 1) 経営審議機関 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として設置
委員は 8 名とする。（半数以上は学外者）
 - 2) 教育研究審議機関 教育研究に関する重要事項を審議する機関として設置
委員は 10 名以内とする。（学外有識者 2 名以上を含める。）

【2】令和 8 年第 3 回定例会議案第 10 号「公立大学法人名寄市立大学第 1 期中期目標の制定について」委員会付託議案を審議

総合政策部大学法人化準備室より次のとおり説明を受けた。

中期目標の策定方針

- 1、策定の前提
 - ①ビジョン 2026 の全体評価と課題
 - ②2025 年度の認証評価結果への対応
 - ③中教審答申「「知の総和」向上の未来像」の参照

④「名寄市立大学の在り方についての答申」参照

2、参照事例

- ・ 公立大学法人旭川市立大学 ・ 公立大学法人釧路公立大学
- ・ 岐阜市公立大学法人 ・ 新見公立大学

3、中期計画、法人評価の概要

中期計画 設立団体が中期目標を達成するために、大学が策定し具体的取組内容をまとめたもの。

評価の概要 中期目標期間6年間で2回（4年・6年終了時）、業務実績及び自己点検評価結果の報告書を評価委員会に提出し、評価を受ける。

公立大学法人名寄市立大学中期目標（案）

前文

- 重点事項
- 1 教 育：学修者本位の視点に立った教育の質向上に取り組むこと
 - 2 研 究：北海道北部地域の「知の拠点」として、地域社会と連携した研究を推進すること
 - 3 地域貢献：教育研究の成果を地域課題の解決に繋げ、地域のさらなる発展に取り組むこと
 - 4 法人運営：自律性と機動性を確保した透明性の高い法人運営を行うこと

第1 中期目標の期間及び教育研究の基本組織

（1）中期目標の期間 2027年4月1日から2033年3月31日までの6年間

（2）教育研究上の基本組織

保健福祉学部栄養学科・看護学科・社会福祉学科・社会保育学科、教養教育部

第2 教育研究等の質の向上に関する目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

第4 財務内容の改善に関する目標

第5 自己点検及び自己評価並びに情報公開に関する目標

第6 その他業務運営に関する目標

〈主な質疑及び答弁要約〉

1 Q 中期目標期間が6年間とされているのは。

1 A 地方独立行政法人法で定められている。

2 Q 認証評価結果の期間と関係があるのか。

2 A 認証評価は7年以内に受けることが決まっている。昨年度、認証評価を受けているので中期目標期間5年終了時までには受ければ良いことになる。

3 Q 学生確保に関する目標の「意欲ある多様な学生の受入れを推進する。」で想定される多様な学生とは。

3 A 意欲ある多様な学生をどのように選抜するかが課題であるが、一般入試・推薦入試に加え総合型選抜も始まっている。入試の選抜方法を幅広く持つことにより、多様な学生を受け入れる可能性が出てくると考えている。留学生については受け入れまでに至っていない。社会人については一部受け入れられる状況にある。

4 Q 大学から出された「公立大学法人名寄市立大学第1期中期目標素案への意見」及び、法人評価委員会の「公立大学法人名寄市立大学第1期中期目標素案への意見」の資料は。

4 A 次回委員会資料として提出する。

- 5 Q 認証評価以外に客観的評価の指標や評価の方法はあるか。
- 5 A 中期目標を具現化するために中期計画を策定する。その中に評価指標・KPI がつけられるので、その数値をもって評価していく。一部、教育の質に関する評価については、認証評価結果で読み替えることができる。
- 6 Q 認証評価結果を市民に公表する手段はあるか。
- 6 A 地域目標の評価については、大学が自己点検等を行なったものを法人評価委員会に提出する。法人評価委員会がさらにそれを評価し、設立団体である名寄市に報告する。その結果については市民に公表する。
- 7 Q 定款・中期目標の策定にあたって、参考としたのは。
- 7 A 定款については、一般社団法人公立大学協会がまとめたアンケート、公立大学法人旭川市立大学、公立大学法人釧路公立大学、岐阜市公立大学法人、公立大学法人札幌市立大学、新見公立大学を参考とした。
- 中期目標についても、同じ公立大学を参考に教育研究の記載や財務の形などを調査し、名寄市立大学に合う形で取り入れた。

次回委員会に、大学から出された「公立大学法人名寄市立大学第1期中期目標素案への意見」及び、法人評価委員会から出された「公立大学法人名寄市立大学第1期中期目標素案への意見」を資料として提出いただくことを確認した後終了

報告者 総務産業常任委員会副委員長 山崎 真由美